

朝来市社会福祉協議会困りごとお助け隊事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、法人実施の配食サービス事業のご利用者又は市内在住の80歳以上の独居高齢者の内希望する者に対し、日常生活における簡便な困りごとを支援するサービス(以下「困りごとお助け隊」という)を実施することにより、住み慣れた地域社会の中で、引き続き自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会(以下「法人」という。)とする。

2 法人の会長は、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められるときは、民間事業者等(以下「事業受託者」という。)に、委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の利用の対象とする者は、法人が実施する配食サービス事業の利用者又は市内在住の80歳以上の独居高齢者とする。

(申請・決定)

第4条 「困りごとお助け隊」の会員として申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、「困りごとお助け隊」利用会員申請書(様式第1号)を、法人に提出するものとする。法人は、申請に基づき、速やかに「困りごとお助け隊」利用会員通知書(様式第2号-1)により、利用の可否を申請者に通知するものとする。

(会費)

第5条 前条で利用決定の利用会員(以下「会員」という。)は一世帯あたり年額6,000円の会費を新規登録時または登録更新時に納入する。但し、初年度に限り加入月に応じて月割りで会費を納入する。

2 年度途中で会員資格を喪失されても会費は返還しない。

3 利用会員から退会の意思表示がある場合を除き、自動的に更新するものとする。

(会費の減免)

第6条 利用者の内、別表1に定める第1階層に該当する者は利用料の減免を受けられるものとする。

(会費の納入)

第7条 会員は前条に規定する会費について、「収納済通知書」により納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号に該当したとき会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退会の申し出があったとき

(サービスの内容)

第9条 「困りごとお助け隊」で支援するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) ご家族へ週一回の近況報告
- (2) 電化製品の使い方の説明(TVリモコン操作等)
- (3) 単品の重い荷物の移動
- (4) 公的文書の代読、説明
- (5) 話し相手
- (6) ストープ等への灯油補給
- (7) その他 会長が認めること

(受付・提供時間)

第10条 サービスの実施に当たり、サービス利用の受付及びサービス提供の時間等は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の受付は、平日の8時30分から17時15分まで
- (2) サービス提供は、平日の9時00分から17時00分まで
- (3) 1回のサービス提供時間は、概ね1時間以内とする。
- (4) 1月1日から1月3日まで、12月29日から12月31日までは、受付及び提供とも行わないものとする。
- (5) 法人の会長が認めたときは、この限りではない。

(サービスの申し込み)

第11条 「困りごとお助け隊」のサービスを受けようとする会員は、法人窓口で口頭若しくは電話又は配食サービスの配達時に直接申し込むことも出来るものとする。ただし、事由により会員が申し込み出来ない場合は、会員の家族が代わって申し込めるものとする。

(法人窓口)

第12条 前条に規定する法人窓口とは、総合支援課及び各地域センターとする。

(利用者台帳の整備)

第13条 法人は、事業の受付状況及び実施状況を記録するため、困りごとお助け隊事業利用者台帳(様式第3号)、その他必要な帳簿を整備するものとする。

(サービスの提供)

第14条 サービスの提供については次の者が行う。

- (1) 近隣支援者

(2) 法人職員

(3) 事業受託者

2 会員よりサービスの依頼があった場合、会員と訪問日や時間等の調整を行い、近隣支援者、法人職員または事業委託者が行う。

3 配食時に依頼で時間を要しない場合はその場でサービスを提供する。

(サービス提供後の報告)

第15条 サービス終了後、報告書により報告するとともに、ご家族に対しても、速やかに実施日、内容等を電話又はメール等で報告するものとする。

(サービスの適否)

第16条 会員より第9条に規定するサービスの依頼があった場合において、次の各号に該当する場合は、サービス提供を行わない。

(1) サービス提供に1時間以上を要するとき

(2) その他、依頼サービスが提供を行うに不相当と認められるとき

(利用回数)

第17条 利用回数の制限は設けない。ただし、同じサービスの依頼が続けてあった場合は、まとめてサービスの提供を行うことがある。

(支援者の選定)

第18条 近隣の支援者（以下「支援者」という。）は、会員の申し込み時に申請者と協議の上選定する。

2 支援者を選定できない場合は、別途協議する。

3 会員の支援者は、見守り活動や話し相手等に係るものとする。

(事業実施上の留意事項)

第19条 事業の実施に当たっては、地域の保健、医療、福祉サービス等の関係機関と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(補 則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、会長が定める。

(施行期日)

1. この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

1. この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

別表 1

	区 分	会費
第 1 階層	<p>① 生活保護法による被保護世帯、住民税非課税世帯、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の人。(介護保険料の所得段階が第 1 段階の人。)</p> <p>② 世帯全員が住民税非課税世帯で、課税対象となる年金収入額と合計所得金額が年間 80 万円以下の人。(介護保険料の所得段階が第 2 段階の人。)</p>	年間 3,000円
第 2 階層	その他の世帯	年間 6,000円